

件名	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>県の厳しい財政状況を踏まえ、人件費の縮減を図るため、知事等の給与の減額措置を継続する。</p> <p>1 条例の有効期限の延長 この条例は、平成 16 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 31 日（1 年間延長）</p> <p>2 附則改正 知事及び副知事の給料の減額に関する条例（光センサー選果機問題に係る減給処分条例）の規定整備 知事の平成 16 年 4 月分の給料月額 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例別表第 1 の額 の 10 分の 1 を減額 知事等の給与の特例に関する条例第 1 条の額の 10 分の 1 を減額</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>現行条例の内容</p> <p>1 知事、副知事、出納長、常勤の監査委員、教育長及び理事 給料月額の 100 分の 5 を減じる（期末手当等算出基礎額は、減額しない。）。</p> <p>2 一般職員（給料月額の 100 分の 20 以上の管理職手当支給対象者に限る。） 管理職手当の 100 分の 5 を減じる（調整手当算出基礎額は、減額しない。）。</p>	